

### 福祉避難所とは

災害発生時に必要に応じて開設され、特別な配慮を必要とする人たちに避難してもらう、福祉的配慮が整った二次避難所です。

#### ～注意事項～

- 災害発生直後から避難者を受け入れるものではありません。
- 災害発生時は、まず、指定避難所等に避難してください。
- 要配慮者の方のための避難所です。それ以外の方は原則利用できません。



※避難の順序や対象となる方等についてさぬき市ホームページでご確認ください。

「防災出前講座」を行っています。「時間・場所・人数」問いません。  
担当職員が出向き、ご希望の内容でお話いたします。お気軽にお問い合わせください。